

令和7年6月4日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第42号	市道路線の認定について……………	1
議案第43号	秩父市秩父宮記念市民会館条例の一部を改正する条例……………	3
議案第44号	秩父市一時保育事業に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第45号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例……………	5
議案第46号	秩父市立病院建設計画策定委員会条例の一部を改正する条例……………	6
議案第47号	秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第48号	令和7年度秩父市一般会計補正予算（第1回）……………	10

議案第42号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
荒川白久54号線	秩父市荒川白久字東ノ前 1757番 2地先	
	秩父市荒川白久字沢戸 1791番 6地先	

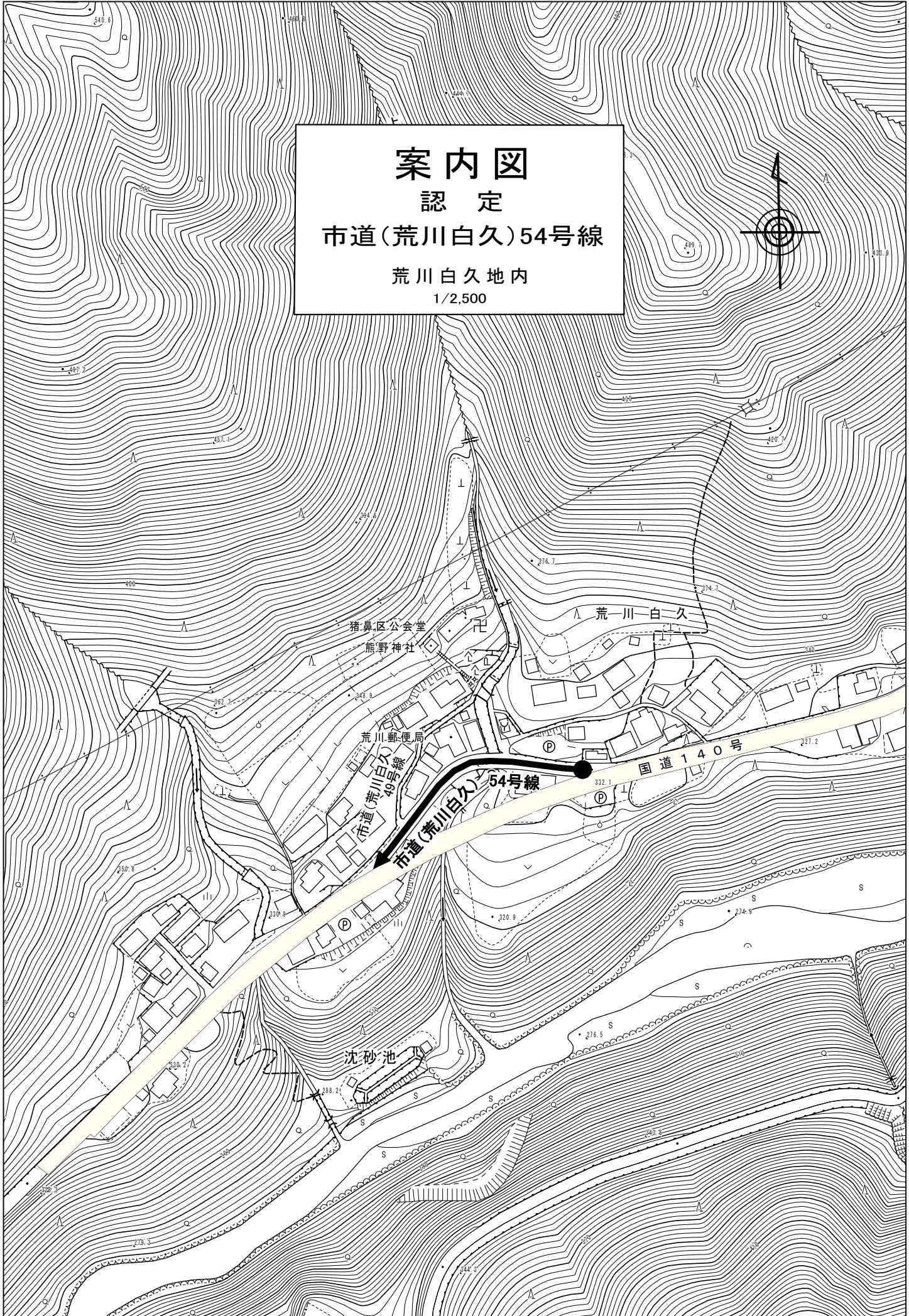
令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

市道路線に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図
認定
市道(荒川白久)54号線
荒川白久地内
1/2,500



議案第43号

秩父市秩父宮記念市民会館条例の一部を改正する条例

秩父市秩父宮記念市民会館条例（平成28年秩父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項第3号中「けやきフォーラム」の次に「又は会議室」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秩父市秩父宮記念市民会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

利用者の利便性の向上及び会議室の有効活用を図るため。

議案第44号

秩父市一時保育事業に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一時保育事業に関する条例（平成17年秩父市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秩父市立花の木保育所」を「市立保育所」に改める。

第3条を次のように改める。

（実施保育所及び定員）

第3条 事業を実施する保育所及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。

保育所名	定員
秩父市立日野田保育所	5人
秩父市立花の木保育所	5人

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

市立日野田保育所において一時保育事業を実施したいため。

議案第45号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

厚生労働省の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に
伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第46号

秩父市立病院建設計画策定委員会条例の一部を改正する条例

秩父市立病院建設計画策定委員会条例（令和6年秩父市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 市議会議員
- (5) 公募による市民

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項に次の1号を加える。
(11) 市立病院建設計画策定委員会委員

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

市立病院建設計画策定委員会委員として、新たに市議会議員等を追加したいため。

議案第47号

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成18年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

第1条中「無秩序な土砂等の堆積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(3) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(4) 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

(5) 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

第3条中「無秩序な土砂等の堆積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改め、「ともに、」の次に「埼玉県と連携して」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

（発注者の責務）

第4条 発注者は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、その注文する建設工事に伴って発生する土砂等に関し、元請負人に対してその適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより土砂等の再利用の促進に努めなければならない。

（元請負人の責務）

第5条 元請負人は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより建設工事に伴って発生する土砂等の排出量の抑制に努めるとともに、土砂等と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより土砂等の再利用に努めなければならない。

第7条を次のように改める。

（堆積に係る土地の汚染調査）

第7条 土砂等の堆積を行う者は、当該土砂等の堆積に着手した日から起算して7日以内及び6月ごと（土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあつては、完了又は廃止のとき。）に1回、当該土砂等の堆積に係る土地の区域の土砂等について、規則の定めるところにより試料を採

取し、市長に提出するとともに汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以内の土砂等の堆積
- (2) 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第7条の規定により埼玉県知事に届け出なければならない土砂等の堆積
- (3) 農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積
- (4) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの
- (5) 法令の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積
- (6) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積
- (7) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積
- (8) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (9) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
- (10) その他土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

第7条の2から第14条までを削る。

第15条中「許可事業者」を「土砂等の堆積を行う者」に改め、「許可に係る」を削り、「この条例」を「前条」に、「提出した」を「届け出た」に改め、同条を第8条とする。

第16条から第20条までを削る。

第20条の2中「前条」を「第6条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第21条を削る。

第22条中「土砂等の堆積を行う者」を「発注者、元請負人、土砂等の排出、運搬又は堆積を行う者、土砂等の排出又は堆積に係る土地の所有者又は占有者その他の関係者」に改め、同条を第10条とする。

第23条第1項中「土砂等の堆積を行う者」を「発注者、元請負人又は土砂等の排出、運搬若しくは堆積を行う者」に、「若しくは事業所又は土砂等の」を「、事

業所又は土砂等の排出若しくは」に改め、「限り、」の次に「土砂等の排出若しくは」を加え、同条を第11条とする。

第24条を第12条とする。

第25条第1項第2号を削り、同項第3号中「第18条」を「第7条」に、「届出」を「試料の提出若しくは届出」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を削り、同条中第2項を削り、同条第3項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第22条」を「第10条」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「第23条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第13条とする。

第26条中「業務」の次に「又は財産」を加え、同条を第14条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条又は第11条の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に却下されたものとみなす。
- 3 施行日前に、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為及び改正前の条例の規定によりなされた処分、手続に関して施行日以後になされた行為に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第48号

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,968,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,435,670	298,049	4,733,719
	2 国庫補助金	732,737	298,049	1,030,786
歳入合計		31,670,000	298,049	31,968,049

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,069,897	298,049	4,367,946
	1 総務管理費	3,338,296	298,049	3,636,345
10 教育費		3,330,149	0	3,330,149
	1 教育総務費	652,950	0	652,950
歳 出	合 計	31,670,000	298,049	31,968,049